

令和6年度第3回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議題	議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 重度障害者の医療費の助成に関すること（変更） (2) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること（変更） (3) 小児の医療費の助成に関すること（変更） 議題2 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 市立小学校における学校給食費の徴収に関すること（新規） 議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について 議題4 特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施について 議題5 その他
日時	令和7年2月6日（木）14時00分から15時40分まで
場所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	委員 阿部委員（会長）、籠谷委員、齋藤委員、佐藤委員、高橋委員、橋本委員 議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 障がい福祉課（鈴木課長、大八木課長補佐） (2) 及び(3) こども政策課（樋口課長、藤田課長補佐） 議題2 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 学務課（中原課長、辻課長補佐） 議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について 選挙管理委員会事務局（仲手川次長、矢野次長補佐） 議題4 特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施について デジタル推進課（山本課長、相澤課長補佐、眞下主査） 議題5 その他 事務局 行政総務課 小島課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根副主査、田口主任
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議の概要)

議題 1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

個別の議題に先立ち、事務局から「個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録票作成ガイド」について次のとおり報告があった。

「個人情報ファイル簿」及び「個人情報取扱事務登録票」を作成・変更する際には、別冊資料の「個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録票作成ガイド」を参考にすることとしており、「個人情報ファイル簿」の記入項目・記入内容については、作成ガイド8ページから10ページまで、「個人情報取扱事務登録票」の記入項目・記入内容については、13ページから14ページまでにそれぞれ掲載している。

また、「個人情報取扱事務登録票」のうち、当該事務で取り扱う個人情報の項目をチェックすることとしている「個人情報の項目名」のそれぞれの項目名の具体例として、19ページに「個人情報の項目名の内容の例」として表形式で掲載している。

【質疑応答】

なし

- (1) 重度障害者の医療費の助成に関すること（変更）
- (2) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること（変更）
- (3) 小児の医療費の助成に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

障がい福祉課及びこども政策課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

議題1-(1)から(3)までは、いずれもPMH導入に関する内容であり、一括して報告を行う。

議題1-(2)「ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること」を例に説明する。

変更対象となる事務は「ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること」であり、茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に基づき、医療費支給を目的として受給者の個人情報を取り扱うものである。今回の変更は、デジタル庁主導のPMH構築に伴うもので、令和7年度から本市が保有するひとり親家庭等医療費助成事業の受給者情報をPMHに提供することを目的としている。

次に、PMHについての概要を説明する。PMHは「Public Medical a l H u b」の略称であり、自治体から医療機関及び受給者へ医療費助成情報を提供するためにデジタル庁が開発したもので、自治体が小児医療費助成・ひとり親医療費助成・重度障害者医療費助成といった地方単独医療費助成情報について、それぞれの業務システムから必要な情報を抽出し、その抽出した情報及びマイナンバーの情報をこの領域に登録することにより、医療機関及び受給者が閲覧することができるというものである。

本市では必要となる医療費助成情報をPMHに登録できるようシステム改修を行うとともに、保有する個人情報を提供することになることから、本審議会に報告するものである。

具体的な変更内容は、提供先として「国」、提供する項目に「個人番号」「氏名」「整理番号」「住所」「生年月日」「性別」「家族状況」「健康保険情報」「該当期間」を追記する。また、提供する方法として「PMH（P u b l i c M e d i c a l H u b）」を追記している。

変更後の登録票は資料11～12ページに記載のとおりであり、ファイル簿も資料13～15ページに記載の形で変更している。

議題1-(1)及び(3)についても同様の変更を適用する。議題1-(3)の提供項目は議題1-(2)と同一だが、議題1-(1)では「整理番号」「該当期間」「家族状況」を除いた項目を追記するものである。

個人情報の取扱いについては十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- このPMHはデジタル庁主導の先行事業のことだが、全国どこの自治体も導入するものなのか、それとも一部の自治体が先行して実施するものなのか。
→ 令和5年度から先行実施事業として一部先行自治体で取り組んでいるもので、令和6年度にも先行実施事業として募集があり、本市も準備を進めてきたものである。なお、令和6年度は約180自治体が先行実施事業として取り組んでいる状況である。
- この事業によって利便性が高まるのは、マイナンバーカードを保険証として利用している者となると思うが、マイナンバーカードを持たない者に対してはどういうフォローしていくのか。
→ PMHは、マイナンバーカードを保険証として利用する際に、医療証情報の提供に同意すれば、当該情報を医療機関側も閲覧することができるといった制度である。マイナンバーカードを持たない方については、今後も資格確認証及び医療証の紙媒体での確認により、引き続き医療費助成を適用していくこととなる。
- 個人情報の項目名に「該当期間」とあるが、これは具体的にはどういった情報を意味するのか。
→ 「該当期間」については、医療証自体に有効期限があり、それをここで示しているものである。例えば、小児医療証を例にすると、18歳の年度末までが有効期間の終了日となる。
- 登録票の「提供方法」の記述について、「PMH」とだけあるが、提供の方法の記載としては、「PMHに登録」など、提供の行為に当たる記載が必要にも思われるがいかがか。
→ 事務局からお答えする。こちらの欄については、先ほど冒頭で説明した「個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録票作成ガイド」の記載例として、「文書、〇〇システム」のように、体言止めで記載するよう例示しているものであるが、他の登録票ではご指摘のとおり「〇〇システムに登録」などとされているものもあり記載が統一されていないため、適宜見直していくこととする。
- こども政策課の個人情報の項目名に「本籍」及び「国籍」を取り扱うこととさ

れているが、障がい福祉課の登録票にはこれらの情報の取扱いはない。事務により、取り扱う個人情報に差があるということか。

→ こちらについては後日確認し、必要があれば修正する。

※ 本件について審議会後に事務局が確認したところ、こども政策課の登録票でいずれも「本籍」「国籍」を取り扱うこととしているのは、本人確認書類を求める際、戸籍謄本や在留許可証等の本籍地や国籍が記載された書類が提出されることがあるためこれらの欄に○印を記載していたが、それぞれの医療費助成を受けるにあたり、これらの情報は必要なく、特に個人情報ファイルとして検索可能な形式で保有している情報ではなかったため、記載を見直すこととした。

○ 例えば、2つの制度に重複して該当することになる対象者も考えられるのか。

→ 条例上、基本的にはどれか1つの制度を受給することができるということとなっている。そのため、例えばひとり親家庭等医療費助成の対象者が受給条件を満たさなくなったため、小児医療費助成の対象となるなど、重複はせず、受給条件に応じた助成の対象となるような制度設計となっている。

○ 先行事業ということであり、導入に当たって様々な課題等もあるかと思うが、個人情報の提供先もあるため、十分留意して事務にあたっていただきたい。

→ 承知した。

議題2 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について

(1) 市立小学校における学校給食費の徴収に関すること（新規）

【事務担当課からの報告】

学務課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の新規作成について資料に沿つて報告があった。

学校給食費の公会計化を実施することに伴い、令和7年4月1日から、学校給食費管理システムを導入する予定である。当該システムにおいて、必要となる個人情報を取り扱うため、個人情報取扱事務登録票を新たに作成するものである。

市立小学校における学校給食費の徴収にあたり、対象者の氏名、整理番号の基本的事項のほか、学業・学歴、公的扶助の状況等の個人情報を取り扱う。

また、要配慮個人情報である病歴に該当するものとして、食物アレルギーに関する情報を取り扱う。

これらの個人情報は、本人又は保護者、学校から文書又は口頭により収集する。また、学校給食費管理システム委託事業者、茅ヶ崎市長に対し、取り扱うすべての個人情報の項目を文書あるいは当該システムにより提供する。

なお、この登録票の作成に伴い、対象者が1,000人を超えるため、個人情報ファイル簿を作成している。

併せて、当日追加資料として、令和6年9月に保護者の皆様に配付し、公会計化の概要についてお知らせした資料を参照されたい。

資料表面では、公会計の導入により、「振替口座として選択できる金融機関が増えること」、「教職員の学校給食費の徴収・管理に関わる事務が軽減され、児童と向き合う時間が増えること」などのメリットとともに、口座振替に関する手続について説明している。

また資料裏面では、これまで学校により管理していた給食費を、今後は教育委員会が徴収・管理する仕組みに変更することを図により説明している。

個人情報の取扱いについては十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- アレルギーに関する情報というのは、給食を提供するにあたっては必須の情報と考えられるが、給食費の徴収にあたっても必要な情報なのか。
→ 例えば、アレルギーの有無により牛乳等の提供を受けない場合、給食費を減額するといったことがあるため、アレルギー情報についても収集するものである。
- 給食費が公会計化されると、給食費の徴収という行為が、税金の徴収と同様の強制力を持つことになるのか。給食費を滞納してしまうような家庭は、何らかの問題を抱えている場合もあることが考えられるので、今後公会計化した後も、福祉的な介入といった選択肢も視野に入れて給食費徴収事務を進められたい。
→ 給食費は、保護者から給食の材料費として支払いいただくもので、私債権であるため自力執行権がなく、公会計化したからといって直ちに滞納処分ができるというものではない。
- 取り扱う個人情報について、「学業・学歴」は具体的にどういった個人情報を取り扱うことになるのか。また、児童及び保護者のほか、教職員の個人情報も取り扱うこととされているが、この事務で収集する個人情報の中には教職員の情報も含まれるということか。
→ 「学業・学歴」については、児童の学年・学級の就学状況を確認するために収集するものである。また、教職員の情報については、児童と一緒に給食を食べる場合には給食費の支払いが発生し、教職員の情報も登録するため取り扱うものである。
- 教職員であるという情報が含まれるのであれば、「職業・職歴」の項目も扱うことになるのではないか。さらに、教職員の職位等もわかるような形で情報を収集するのであれば、「地位」の項目も扱うことになるのではないか。
→ こちらについては後日確認し、必要があれば修正する。
- ※ 本件について審議会後に事務局が確認したところ、当該事務において教職員であるという情報も取り扱うこととなるため、「職業・職歴」欄に追記することとした。なお、教職員の職位等の情報については取り扱うことを想定していないため、「地位」欄の修正はしないこととした。

- 中学校給食については公会計化の予定はないのか。
→ 中学校給食については小学校給食と異なり、全員喫食ではなく選択制という形で、申込みのあった分の費用を引き落としていくものであり、中学校給食については公会計化の対象としていない。
- 本事業については要配慮個人情報の取扱いもあるため、十分留意して事務にあたっていただきたい。
→ 承知した。

議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について

【事務担当課からの報告】

選挙管理委員会事務局から、次のとおり保有個人情報等に係る事故・不祥事に関して資料に沿って報告があった。

本件の概要について説明する。

選挙に係る投票所入場整理券の印刷、封入、封緘作業を委託している株式会社イセトーから、令和6年5月26日に社内的一部サーバーおよびPCへのランサムウェア感染が発生したとの報告を、6月6日に受けた。

当該PCの内部には、本市の入場整理券の宛名データ（住所、氏名等）が記載されたPDFファイル47件が保管されていることが確認されたが、当該ファイルの外部への流出は現在調査中のため不明との報告だった。

その後、個人情報管理責任者への報告を行い、6月7日に資料37ページのとおり記者発表を行った。

原因としては、委託先である株式会社イセトーが、サイバー攻撃によりコンピューターウィルスに感染したこと、また、個人情報特記事項に定める「完了後の廃棄」のほか、「再委託の禁止」、「複写の禁止」が遵守されていなかったためである。

講じた措置については、株式会社イセトヨより、6月10日にコンピューターウィルスの感染状況や調査方法について報告を受け、7月3日に調査結果として、「個人情報を含む画像データが外部に持ち出された痕跡はないものの、完全に否定することは難しく、個人情報漏えいのおそれがある」との報告を受けた。

その後、7月10日に、個人情報の漏えいのおそれのある66名に対し本人通知を行った。

再発防止策として、8月29日付で、株式会社イセトーから個人情報の破棄完了に係る報告書としてデータ消去証明書を受領した。

現時点では、本件に起因する個人情報を用いた不正利用等の二次被害については確認されていない。

なお、株式会社イセトーのホームページに10月4日に掲載された、「不正アク

セスによる個人情報漏えいに関するお詫びと報告」を資料39ページから40ページに掲載している。

【質疑応答】

- 入場整理券の印刷等の作業を委託していたということだが、これはそれぞれの選挙が実施されるたびに個別に委託をするのか、それともある一定期間に実施する選挙はすべて当該事業者に委託することとなっているのか。
→ 入場整理券の印刷等業務については、個別の選挙ごとに委託契約を結んでいる。
- 今回の漏えいの原因として、「完了後の廃棄」、「複写の禁止」が遵守されていなかったことは理解できるが、「再委託の禁止」が遵守されていなかったということと今回の事案との関係について伺いたい。
→ 再委託については、本来であれば、委託先は再委託をする前に委託元に対して書面による承認を得なければならないが、今回は委託先事業者がこれを怠り、印刷作業を自社で行わず再委託を行っていたことが、今回の漏えい事故の間接的な原因となった。
- 今回の報告書には、47件66名のPDFが残っていたということだが、これはどういう経緯でこの47件が漏えいの対象となったのか。
→ 当該事業者が入場整理券の印刷業務を再委託し、再委託先で印刷ミスが起こった入場整理券について、再委託先で再印刷する際に、当該事業者と再委託先との間でPDFのやり取りをしていた。今回、当該事業者のPCがランサムウェアに感染し、この際にPCに保存されていた再委託先とのやり取りに使用したPDFが流出したおそれがあったものである。
- 当該事業者は、印刷作業が自社で完結できないので再委託していたことなのか。
→ 当該事業者は印刷業務から封入・封緘までが可能な事業者であるが、今回の当該事業者からの説明では、地方選挙における入場整理券の印刷等業務の委託を複数の自治体から同時に受けたため、印刷業務について再委託せざるを得なかつたとのことである。
- 今回の漏えい事故以降、全庁的な注意喚起の通知等は発出しているのか。
→ 契約検査課から全庁に対して、契約事務において、事前承諾の無い再委託が行われることのないよう厳格な取扱いを求める旨の通知が発出されている。
- 個人情報を取り扱う業務の委託にあたっては、契約段階から委託事業者の実態の把握を十分に行い、契約事項の遵守状況を確認して個人情報漏えい事故の発生防止に努めていただきたい。

議題4 特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施について

【事務担当課からの報告】

行政総務課及びデジタル推進課から、次のとおり特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施に関して資料に沿って報告があった。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを事務ごとに自己評価し、安全宣言するものである。

「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」に、評価実施機関は5年を超えない期間ごとに、当該評価の再実施を行うよう定められ、本市で作成している6件の重点項目評価書について、昨年12月に評価の再実施を行った。

これらの重点項目評価書に関して、現在国が進めている「システム標準化」に伴い、記載の変更を行ったため、報告するものである。

自治体システム標準化の概要と、重点項目評価書の変更箇所について、資料に基づき説明する。

主に住民情報や税の計算等に利用しているシステムは、自治体ごとの運用にあわせたシステムカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修など自治体の負担が増大し、情報システムの差異調整が課題となるとともに、クラウド利用の阻害要因にもなっていた。

こうした状況を受け、地方公共団体に対し、自治体の20業務について標準化基準に適合したシステムの利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立した。

目的は、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体職員が住民サービスや地域の実情に応じた企画立案業務に注力できるようにすることと、オンライン申請等のデジタル化基盤を全国に普及させることである。

本市の標準化対応としては、令和5年度からシステムベンダの選定等を開始し、令和6年度に移行方針に基づき、標準準拠システムベンダを選定した。そして、令和7年度からガバメントクラウド上へのシステム構築及び移行準備を進めていく予定である。移行日は、一部の業務を除き、令和8年1月を予定している。

続いて、標準化に伴う重点項目評価書の変更箇所について説明する。システム標準化に伴う大きな変更点は、資料45ページの別紙に記載されている20業務のうち18業務のシステムが、庁舎内のサーバルームからガバメントクラウドに移行されることである。ガバメントクラウドは、デジタル庁が調達し、全国の自治体が共通利用するクラウド環境であり、今回の特定個人情報取扱いに係る変更はクラウド環境に移行することのみであることから、デジタル庁が示す内容を基に追記し、各業務における変更箇所は同一である。変更箇所は資料42ページから44ページま

でに記載のとおりである。

「保管場所」には、クラウドサービス事業者が ISMAP のリストに登録された事業者で、セキュリティ管理策が適切に実施され、国が示した条件を満たしていることを記載している。

ISMAP とは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度で、このリストに掲載されている事業者であれば、政府が求めるセキュリティ要求を満たしていることとなる。

「7. 備考」には、ガバメントクラウドのアクセス制御や、データ消去の方法、移行後に利用しなくなった環境の破棄等についての内容を記載している。

43ページの「その他の措置の内容」には、ガバメントクラウドにおける物理的対策と技術的対策について、「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」には、データの復元がされないよう適切確実なデータ消去を実施する旨の内容を記載している。

44ページの「10. その他のリスク対策」には、クラウドサービス事業者には ISMAP で指定された監査機関による監査が行われることと、アプリケーション不具合が、ガバメントクラウドに起因して発生しているかどうかで対応者が異なる旨を記載している。

【質疑応答】

- 資料45ページの「別紙：業務別システムベンダー一覧」のなかで、「戸籍」「戸籍の附票」については「独自クラウドに移行済み」とあるが、これは具体的にはどういうことか。
→ 標準化の対象となる20業務で使用するシステムは原則としてガバメントクラウドを利用することが求められているが、ガバメントクラウドと同等のセキュリティレベルが担保されていること等の条件を満たせば、ガバメントクラウド以外の独自クラウドを利用することができる。戸籍と戸籍の附票のシステムが現在稼働している独自クラウドは、ガバメントクラウドと同等の条件を満たしており、標準化後も継続して利用するため、「戸籍と戸籍の附票のシステムが稼働している独自クラウド」としている。
- ガバメントクラウドにおける物理的対策として、「認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている」とあるが、アクセスの入退室管理の状況を、茅ヶ崎市が確認できるのか。また、データの消去に関しても、クラウド事業者において確実にデータを消去するとあるが、消去したということを茅ヶ崎市から確認できるのか。
→ このことについては、国に確認することとする。
- この資料では、特定個人情報保護評価書の様式のうち、今回のシステム標準化に伴い変更を加えた箇所について説明する内容となっているが、評価書の他の部分は特に従前と変わっていないということか。

- お見込みのとおりである。今回のシステム標準化に伴い、ガバメントクラウドへの移行に伴いデジタル庁から示された記載例をもとに、重点項目評価書の該当項目に記載を追記したものとなる。
- もし国に確認することが可能なのであれば、先ほどのデータの消去に関連して、資料4 2ページの「7. 備考欄」の記載中「NIST800-88、ISO/IEC27001 等にしたがって確実にデータを消去する。」という記載の「等」とは何を意味するのかということを確認されたい。
- 承知した。

議題5 その他

事務局から、次回審議会について令和7年5月頃の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。